

かながわヘリテージマネージャー協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、かながわヘリテージマネージャー協会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市保土ヶ谷区川島町 737 - 3 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、神奈川県内に残る歴史的建造物を始めとするまちの歴史的資源について、所有者や管理者に寄り添い、その価値や魅力を明らかにし、またそれらを地域の住民と共有を図りつつ保全活用に資する事業を行い、もって誇りに満ちた活気あふれるまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歴史的建造物の保全活用に関する普及啓発
- (2) 歴史的建造物の発見
- (3) 歴史的建造物の調査
- (4) 歴史的建造物の保全活用に関する相談への対応、提案
- (5) 登録有形文化財登録等に係る支援
- (6) ヘリテージマネージャーの養成
- (7) 継続的な自己研さん
- (8) ヘリテージマネージャーの交流
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 全国各地で開催されているヘリテージマネージャー養成講座の修了生であって、本会の目的に賛同して入会し、第7条に定める会費を納入した個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会し、第7条に定める会費を納入した個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、第7条に定める会費を納入した団体

(入会)

第6条 本会へ入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 本会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 5,000 円
 - (2) 準会員 年会費 3,000 円
 - (3) 賛助会員 年会費 10,000 円以上
- 2 会費は、別途定める期日までに納入するものとする。
 - 3 年度途中に入会する場合においても、当該年度分の会費を全額納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当したときは会員資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を3年以上滞納したとき

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会できるものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合には、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本会の会則、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的、趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の運営に支障を及ぼすと認められるとき

(会費の不返還)

第11条 いったん納入された会費は、返還しないものとする。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を担う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 職務の遂行に支障をきたすと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。ただし、顧問は正会員以外の者とする。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 準会員及び賛助会員は、総会への参加又は意見陳述ができる。ただし、表決権は、有しないものとする。

(権能)

第 20 条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 借入金に関する事項
- (9) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事が招集したとき
- (4) その他会長が必要と認めたとき

(招集)

第 22 条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号に該当する場合はこの限りでない。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、招集の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、あらかじめ正会員に通知するものとする。

4 前項の規定は、前条第 2 項第 3 号の場合にこれを準用する。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長が行うものとする。ただし、第21条第2項第3号に該当する場合は、監事のうちの一名が行うものとする。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項又は第22条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 総会の表決権は、平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面により他の正会員に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、これを総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数も付記する。)

(3) 議事録署名人の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

2 議事録には、議長及び総会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名又は記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第28条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第6章 役員会

(構成)

第29条 役員会は、理事と監事をもって構成する。また理事と監事を併せて役員と呼ぶ。

(権能)

第30条 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決された事項の執行に関する事項

(3) その他、役員会が必要と認めた事項

(開催)

第31条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上の者から招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号又は第3号の規定により、請求があったときは、その日から、14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 会長は、役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を各役員に通知するものとする。

(議長)

第33条 役員会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第34条 役員会は、役員総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第35条 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 役員の表決権は、平等なものとする。

2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員にあっては、前2条及び次条第1項の適用については、これを役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合には、その数も記録する。）

(3) 審議事項

(4) 審議の経過及び議決の結果

2 会長は、役員会終了後遅滞なく議事録を作成しなければならない。なお議事録作成は会長が他の役員を指名することができる。

(議事録の保管及び閲覧)

第38条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、総会の議決を経て、会長がこれを管理する。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及び活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第47条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第48条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で選定した他の団体に帰属する。

(合併)

第50条 本会が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第51条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

この会則は、平成28年8月6日から施行する。

附則

この会則は、平成29年7月11日から施行する。

附則

この会則は、平成30年6月15日から施行する。

附則

この会則は、令和元年10月 日から施行する。

附則

この会則は、令和4年5月21日から施行する。